

志學館大学科目等履修生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則（以下「学則」という。）第58条第2項及び志學館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第45条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 科目等履修生となることのできる者は、学則第32条又は大学院学則第30条に定める入学資格を有する者でなければならない。

(在学期間)

第3条 科目等履修生の在学期間は、1学期の間とする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、入学を希望する学期の初日の2週間前までに、次の各号に掲げる書類に検定料10,000円を添えて願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校卒業（修了）証明書

(入学許可)

第5条 入学の許可は、当該教授会又は研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

(入学金及び授業料等)

第6条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学金10,000円及び授業料1単位につき15,000円を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間を延長したときは、検定料及び入学金は徴収しないものとする。
- 3 第1項に定める授業料は、学長が特に必要と認める場合は、不徴収とすることができる。
- 4 実験、実習等に要する費用は、必要に応じて本人の負担とする。

(授業科目の履修)

第7条 科目等履修生として履修申請できる科目は、別に定めるところにより、制限することがある。

- 2 履修した授業科目について、試験を受けて合格した場合は、単位の認定を受けることができる。
- 3 前項により単位を認定された授業科目に対し、単位修得証明書を交付することができる。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。